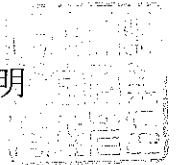


湯河原町公営企業告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納業務を次のとおり委託したので、湯河原町公営企業会計規程（平成23年湯河原町公営企業管理規程第3号）第18条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

湯河原町公営企業管理者 涌井 信 明



- 1 公金の収納業務を委託した私人の住所及び氏名
東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス（MMK設置店）
- 2 委託した業務の範囲
水道料金及び下水道使用料の収納業務
- 3 委託した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 受託者と提携して業務を行うコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ本部一覧
別紙のとおり